

# 町長の今日



1月8日、町成人式  
でお祝いの言葉を贈る  
住永町長

## 12月16日から1月15日までの 主な動き

### 12月

- 16日：町議会定例会
- 18日：第36回上益城郡町対抗駅伝大会
- 19日：町議会定例会
- 20日：町議会定例会  
民協例会
- 21日：町社会福祉協議会理事会・評議員会  
第41回グランメッセ熊本評議会  
木製玩具贈呈式
- 22日：予算査定  
高崎裕士後援会理事会
- 24日：第4回町ロードレース大会
- 25日：第8回黒潮市場益城店歳末チャリティー餅つき
- 26日：予算査定  
百歳表彰  
町少年野球教室  
町消防団年末警戒巡視(飯野・広安)
- 27日：予算査定  
町消防団年末警戒巡視(津森・福田・木山)
- 28日：予算査定  
仕事納め式

### 1月

- 4日：仕事始め式  
昇給辞令交付式  
事務連絡会議  
町社会福祉協議会辞令交付式  
町クリーンセンター辞令交付式
- 5日：高遊原南消防署管理者点検  
百歳表彰
- 7日：熊日・RKK新春交礼会
- 8日：町成人式  
益城ルネサンス熊本FC  
2011年シーズン報告会・新年会
- 9日：町民新春歌謡祭
- 10日：予算査定
- 11日：第20回阿蘇くまもと空港・テクノ周辺  
ジョギングフェア第1回実行委員会  
高遊原分屯地賀詞交歓会
- 12日：部落解放同盟熊本県連合会新春旗びらき
- 13日：町商工会女性部新年例会  
県関係国会議員と町村長との意見交換会



●**未成年者契約の取消**  
民法は、未成年者を取引被害から保護するために、未成年者が法定代理人(通常は親権者である父母)の同意を得ないで行った契約を取り消すことができるとしています(民法5条)。  
取消は、相手に対して取り消す旨を通知するだけです。口頭でも有効ですし、未成年者も親の同意を得ずに単独で取り消すことができます。  
取り消された契約は初めからなかったことになり、未成年者は事業者の商品を

## かしこい消費者

### 契約をめぐる基礎知識

# 未成年者の契約

熊本県消費生活センター ☎383-0999  
役場住民生活課 消費生活相談窓口 ☎286-3111 内線111-112  
消費者地域相談員 遠山美智子 ☎286-4125 大塚慶子 ☎286-4792  
富田セツコ ☎286-6525 吉村静代 ☎286-5914

返して、事業者を支払った代金を返してもらうことになります。未成年者を保護するため、受け取った商品は現在の状態で返せばよいとされています(民法121条)。  
未成年者取消権は、未成年者が成年に達した後に代金を支払ったり、そのほかに一定の行為をすると取消ができなくなります。また、成年に達した後、5年間の経過で時効消滅します。  
●**取消のできない場合**  
次にあげた契約は、未成年者であっても取り消すことが出来ません。  
①法定代理人からあらかじめ同意を得た取引  
②あらかじめ小遣いとして渡されている範囲で行った契約  
③自分は成年に達しているとか、親の同意を得ているなどと積極的に相手をだまして行った契約(民法20条)

▽積極的にうそをついてまで契約しようとする未成年者を保護する必要がないからです。しかし、実際には、うそを書くようにそのかされる場合も多く見られます。そのような場合には契約を取り消すことができるのとされた判例もあります。  
●**インターネット取引と成年年齢等の詐称**  
成年者が否かを比較的容易に判断できる対面取引に反して、インターネット取引では、容易に年齢などを詐称することが出来てしまいます。そこで、インターネット取引では、詐称が容易な確認画面しか用意していない場合、たとえば、単に「成年ですか?」の問いに「はい」のボタンをクリックさせて確認するだけの場合には、未成年者が「はい」とクリックしただけでは、未成年者取消は可能と考えられます(電子商取引等に関する準則)。

(国民生活センター発行「くらしの豆知識」より)